

第 13 回小美玉市自治基本条例策定委員会次第

平成 19 年 10 月 31 日(水) 11 時から
小美玉市役所 2 階 政策会議室

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 協議事項
 - ・ 最終素案の確認（自治基本条例及び市民憲章）
4. 閉会

(市長入室)

自治基本条例最終素案及び市民憲章案の提出

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 市長提出
4. 市長あいさつ
5. 閉会

小美玉市市民憲章（案）

私たちは、豊かな自然と歴史、文化に育まれた小美玉市民であることを自覚し、誇りと責任をもって明るく豊かなまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

1. 自然を愛し、豊かな水と緑ときれいな空気を守ります
1. 平和を願い、夢と希望に満ちたまちをつくります
1. 互いに助け合い、ルールを守り、快適で住みやすいまちをつくります
1. 伝統を生かし、文化の薫り高い豊かなまちをつくります
1. 思いやりと感謝の心を育み、明るい家庭を築きます

(情報共有等)

第 15 条 市は市民の知る権利を保障し、市政に関する情報の公開に努めなければならない。

2 市民は、まちづくりに関する情報を積極的に提供し、情報共有によるまちづくりに努めなければならない。

3 第 1 項に規定する情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【説明】

第 5 条 2 項で規定している「市民の知る権利」を保障するとともに、同条 3 項で規定する「市政運営に参加する権利」を行使するうえでの前提条件となるものです。

これまでは市と議会が保有する情報の公開や、保護すべき個人情報などについて、それぞれ条例を制定して運用してきましたが、この条例ではまちづくりを行ううえで必要な情報は、市側が提供するのとは勿論のこと、市民が保有する情報も提供していただき、情報の共有化を図り、まちづくりを進めようとするものです。また、市政運営の透明性の確保を図るためにも、大変重要な規定です。

情報公開に関し、より詳細な規定は「小美玉市情報公開条例」に委ねます。

(市民の日)

第 24 条 市は、市民が市の歴史を知り自治の意識を高め、まちづくりの主体であることを確認する日として市民の日を設ける。

2 この条例に関し必要な事項は別に定める。

【説明】

郷土の歴史を振り返り、「ふるさと小美玉市」について愛着と理解を深め、より豊かで魅力ある小美玉市を将来にわたって築きあげることがを期する日として、市民の日を設けます。

小美玉市民の日の制定について、より詳細な規定は別に定めることとします。

市民憲章意見募集 回答（案）

意見内容	事務局回答（案）
<p>「ルールを守る」を是非今回の憲章の中に加えて欲しい。</p> <p>「互いに助け合い、ルールを守り、快適で住みやすいまちをつくります」で如何でしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、訂正します。</p>
<p>「薫り高い」 薫りに 振り仮名をつけては。</p>	<p>振り仮名につきましては、基本的にはつけませんが、広報紙等で周知する場合は、子どもたちにも読めるよう全ての漢字に振り仮名をつけます。</p>
<p>「感謝の心を育み」 育みを「はぐくみ」または「育て」あるいは「育成し」としては。</p> <p>「育み」は常用漢字にはあるが、音訓表にはないし、通常「はぐくみ」と表記されております。</p>	<p>「育て」や「育成し」ではなく、軟らかな表現として「育み」を使いたい。</p> <p>「育て」や「育成し」という意味を表現する言葉として、「はぐくみ」ではなく漢字の「育」を使い「育み」としたい。</p>